

初期公民館活動の展開と公民館像

——長野県更級郡更級村公民館の事例を中心に——

天田邦子

一 はじめに

戦後教育改革のなかで誕生した公民館は、戦後社会教育に大きな影響を与えるものであった。戦後の公民館制度は、1946（昭和21）年7月、各地方長官に宛てて発せられた文部次官通牒「公民館の設置運営について」によって公的に発足した。この文部次官通牒に示された公民館構想は、公民館を発想・提唱した当時の文部省社会教育局公民教育課長（のちに社会教育課長）寺中作雄の名をとって、寺中構想ともよばれ、公民館運動の原点となった。

公民館構想は、戦後の新しい精神に導かれたと同時に、戦前からの地域における社会教育的施設や活動の歴史的系譜を継承して生まれたといわれ、また、戦前の内務省的発想と指摘されている。文部次官通牒ならびに通牒に付された「公民館設置運営の要綱」によると、町村社会教育の中核機関としての公民館像は、次のように示された。

これから日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。そしてこれを基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生れ変わることである。その為には教育の普及を何よりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の国民教育は青少年を対象とするのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互いに睦み合い導き合ってお互いの教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常に町村民が打ち集って談論し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。
それは謂ば郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青少年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。

さらに具体的には、公民館のはたす機能として次のものがあげられ、運営上の方針として重視されていたのである。

- 1 町村民が相集って教え合い導き合い互いの教養文化を高めるための民主的社會教育機関
- 2 町村民の親睦交友を深め、相互の協力和合を培い、町村自治向上の基礎となるべき社交機関
- 3 町村民の教養文化を基礎として郷土の産業活動を振い興す原動力となる機関
- 4 町村民の民主主義的訓練の実習所
- 5 中央の文化と地方文化との接触交流の場所

6郷土振興の基礎をつくる機関

また、その設置に際しては、「真に町村民の自主的な要望と協力とによって設置せられ、又町村自身の創意と財力とによって維持せられてゆくことが理想」とされた。この構想の概要から明らかなように、この時点における公民館は、たんなる社会教育機関にとどまらず、諸機能を兼ね備えた町村振興の中心機関、総合的な文化施設とされていた。

ところで、この公的制度化によって各地に設置され、活動を展開していく公民館は、1950年代まではほぼ次の三段階に社会教育史の上で区分されている。⁽³⁾まず、上述の文部次官通牒（1946年7月）から、社会教育法の制定・公布（1949年6月）までが第一段階である。この三年間は、設置その他に関しては法的根拠は不備なまま、各地域の状況に応じ、多様な動機・形態の公民館が生まれた時期である。この期の公民館の動きは、初期公民館活動ともいわれ、①施設をもたない「看板公民館」や「青空公民館」も多いこと、②個性の強い公民館活動が多かったこと、③農林・厚生行政分野をふくめた総合機関的なものが多くなったことなどが特色とされる。⁽⁴⁾第二段階は、社会教育法制定（1949年6月）から、市町村教育委員会の一斉設置（1952年11月）および、町村合併促進法（1953年10月）までの時期である。この期の公民館は、社会教育法制定によって、設置・運営に法的根拠が与えられ、同法第22条の規定により、公民館事業の内容が明確化してくる。すなわち、郷土復興、町村自治振興機関という性格は、徐々に弱まり、市町村内に農政関係、厚生関係その他の諸機関、組織、団体が専門分化してくるのとあいまって、公民館には社会教育施設という性格が強まっていく。そして、基本的事業として定期講座が重視され、国庫補助が始まっていく。第三段階は、主に町村合併促進法（1953年10月）により、行政再編がすすむ時期から1960年代の高度経済成長期までの時期である。この期には、1955（昭和30）年前後を頂点とする町村合併の嵐を契機とし、公民館自体もその組織、体制の現実面での新しい展開がはじまる。⁽⁵⁾同時に公民館の立地基盤である地域の社会構造も1955年前後から急激な変貌をとげていく。農民層分解と青年団など地域集団の解体、農業生産構造の「近代化」と生活様式の都市化、それに対応する新農山村建設総合対策（1956年）や、地域開発政策がすすむのである。公民館活動にも、従来の啓蒙的な活動や「知識を与える」教育形態から、「生活を考える」教育形態への転換、分館の減少、視聴覚教育重視などの動きがみられた。

本論では、長野県更級郡更級村（現埴科郡戸倉町）の更級村公民館の事例をとりあげ、公民館設置と同時に発行された公民館報『さらしな』を手がかりに、戦後公民館史のなかの特に初期公民館活動を中心とした性格、特質を明らかにしたい。1948（昭和23）年1月に設置された更級村公民館は、1951（昭和26）年11月には長野県教育委員会から優良公民館として表彰を受け、同年4月には関東民事部ギャレット女史の視察、同年12月にはCIE東海北陸青少年教育課長ギブソン氏の視察を受けるなど、その初期公民館活動において、たんに他村の公民館の模倣にとどまらない積極的な活動の実質をもっていたと考えられる。また、同年4月には、南佐久郡平賀村、下伊那郡松尾村、東筑摩郡島内村の三村とともに、文部省の研究青年学級の指定、1954（昭和29）年度には婦人学級が、他の二村とともに県教育委員会の研究モデルの指定

を受けていく。同村は、1955（昭和30）年、隣の戸倉町と合併するが、公民館活動の源流となつた初期公民館とその活動、そしてその後の第二段階、社会教育法体制下の活動を追うこととする。

二 長野県更級村公民館の設置と活動の展開

1 更級村公民館の設置と公民館像

長野県更級郡更級村（現埴科郡戸倉町）は、公民館が設置された1948（昭和23）年当時、戸数1,030戸、人口5,387人の農村であった。農家戸数は720戸で全戸数の72%が農業を営んでいた。村の面積778町歩のうち、山林が244町歩、原野が166町歩、耕地が356.5町歩（他村分を含む）であった。耕地は水田44.5%，桑園29.5%，普通畠15%，果樹園11%などである。農家一戸当たり耕地面積は4.9反で小規模農家も多い。農地改革後、自作・自小作が増えて、自作200戸、自小作252戸、小自作143戸、小作104戸となっている。

更級村公民館の設置は、前述のように1948（昭和23）年1月で、文部次官通牒が出る前にすでに「本県本年度社会教育実施計画案の構想」（1946年4月）で公民館設置を構想し、全国的にも早い時期から公民館設置奨励をすすめた長野県内にあっては、決して早いほうではなかった。⁽⁸⁾長野県では、1947年8月現在で市町村数382のうち設置市町村は120、設置率31%（全国平均は20%）、であり翌1948年度には、383市町村のうち285市町村に公民館が設置され、設置率74.4%（全国平均は38.0%）と急増し、設置率は全国で第三位と、設置が早かったからである。

この村では、青年団などが公民館設置を要望していたが、直接には県当局の奨励で生まれている。『さらしな』が創刊号で企画した座談会「本村公民館の在り方」によれば、1946年9月に県から「町村公民館の設置並びに運営について」の通牒などを受けていたが、1947年11月に県視学、地方事務所員が来村し、村内の諸団体代表者、学校代表者、新学制実施委員と協議し、設立準備委員会を三回開いて、更級村公民館の設置に至ったのである。いわば「社会的な組織が画一的に国から下って来、それに応ずる」というのが、設置の経過であったが、同時に「何かおしつけられたという感じもするが、むしろ啓蒙されたのだ」と受けとめるむきもみられた。⁽⁹⁾

創刊号には村内諸機関、団体からの声が寄せられている。村長西沢正勝は、「私共農村民には、新しい講演や座談会等を聞くという機会が極めて少ない。幸い『さらしな』に依り村の在り方、村の希望等正確な事実を速やかに報道し、民主主義下の村造りのために心地よく歩み出されん事を希望する」と祝辞を寄せた。中学校長久保田賢も、「村の人々が深く結び合い、生産の増強と文化の昂揚に一段の努力を傾倒致すことこそ村の繁栄に緊急の要務」と述べ、公民館委員水井壽穂は、「村つくり力協せて盛り上げよ。取り入れを先づ考えて文化道、研究所建てて肥耕を科学化せ」と公民館に期待を表現している。さらに青年団長矢島文雄は、「公民館は村民の為のものであり、村民の教養を高め、親和を深め、産業を興し、且つは村の更生を図

るのがその目的でありまして、吾々は此の館を中心として集り講演会講習会、或は読書等によって知徳を磨き、共同労作によって楽しみながら村の文化の向上と産業の振興を図ることが出来る」と、青年層も大きな期待をもっていることを表わした。東京帝国大学印度哲学出身で上山田の寺の住職の傍ら、青年学校長も歴任したことのある田崎一路が初代館長に選ばれ、田崎は館報『さらしな』が「文化村更級の心臓」として生まれたので、「どうぞ村中のお父さんお母さん、兄さんも姉さんも、老いも若きも、忙しいお仕事の間にも、この心臓よりおくる血液の中の養分を十分かみしめて吸収して下さい」と発刊の辞を述べている。論説欄もまた、「公民館の目標が結局村の振興に役立つというところにあると同様、(館報は)村の繁栄にあずかる実質的な研究機関でなくてはならない」と、これから活動を始める公民館と館報をみていた。

座談会では、公民館構想の実質的な生みの親である寺中作雄の書『公民館の建設』も、田崎館長から紹介されている。とくに①社会教育機関、②社交娯楽機関、③自治振興機関、④産業振興の機関、⑤青年養成機関などの、総合文化機関としての公民館像、あるいは、教育や文化に限定されない地域復興、産業振興の全体にもかかわる公民館像が伝えられ、前出の祝辞などにも更級村の人々がそのような公民館を受容し、支持し、期待したようすがうかがえる。また、設置される公民館のイメージを次のように描いているのも、いかに村の人々が多面的に公民館をとらえていたかを示している。

「昭和三年頃、只今の中労委の末弘さん(当時帝大の法学部長)あたりがセツルメントを推奨した、これがつまり公民館だと思う。このセツルメント——殖民館と訳す——の運営は帝大の学生が先頭に立っておった。学生が工場地帯までも出掛けて消費組合を運営したり、社会思想を鼓吹した。この学生が学窓を離れて社会に出た時、この経験は大いに役立つわけです。」

「要はお互いの中にお互いの指導者を見つけてゆく事が大切な事ですね。」

「部員は実際に当っては部落の中に入つてその実態をつかんでゆくことになる。」

「外部と連絡する点をもっと研究してゆくとしたら、罹災者や引揚者、困窮者などの救済計画を実際にやってゆくこととなり、社会公共の精神の上でお互いが向上する。」

「農村の封建性打破、民主化の促進。これが公民館の第一の仕事だ。村内の色々な対立、例えば地主と小作、老人と青年、男と女、階層にギャップがあっては住みよい農村建設の意欲も高まらない。……協議や懇談や討議を経て進路を発見し、協力的な気分を高めてゆくべきである。」

「要するに公民館の目的とする所は、文部大臣田中耕太郎氏の言うように清潔に清頓し芸術的香りの豊かなうちに自由と共に秩序を論理と共に倫理を、実利と共に礼儀を体得したい」という努力——このような空気が村中にしみ透る夢を書きながらやってゆきたい。」

以上のような公民館像が生まれる背後には、戦後混乱期における生産、生活、政治についての諸問題があり、村の復興、生産、生活の安定をねがう村の人々の要求、新しい文化への要求があったと考えられる。そして、それらの諸要求にこたえる行政諸機関や施設がまだ未整備

で、十分専門分化していない段階にあった。また、当時の更級村でも他の農村と同様、農地改革と主要食糧の強権供出などで激動していた。農地改革によって自作農が増え、土地の所有関係における民主化は進んだが、耕地の小規模化が生じ、平均4.9反歩という更級村でも農業生産をいかに上げていくかは農家の人々の大きな課題であった。旧地主と小作の対立も生じていたようである。このような村の動きのなかで、郷土再建という全村的な村づくりの文化施設として更級村公民館も設置された。したがって、初期公民館活動には後述のように農業生産を中心とする産業部の活動が、青年講座等青年期の教育とともに大きなウエイトを占めていくようになる。また、公民館や館報が、地方行政施策の末端滲透・円滑化の役割を果たしていくことにもなる。社会教育の理念の上では、不十分ながら相互教育の考えも生まれ、各集落に入り、住民の生活に密着した活動を行なう、そのための調査部を中心とした調査・研究を重視するという理念と方法も考えられた。しかし、村もしくは社会とそれを構成する個人との関係は、かなり楽観的、調和的に考えられており、社会を形成する権利主体としての市民的発想や自己教育の理念はまだ不十分であったといえる。

設置時に公民館館則が次のように制定された。

更級村公民館々則

第一章 名称

第一条 本館は更級村公民館という。

第二章 目的

第二条 本館は村民の社会的文化的教養の向上を図り、産業を興し更級村を振興するを以て目的とする。

第三章 役員及職員

第三条 本館に左の役員及職員を置く。

- 一 顧問 若干名
- 二 館長 一名
- 三 公民館委員 若干名
- 四 主事 一名
- 五 部長及部員 若干名
- 六 分館長 六名
- 七 書記 一名

第四章 役員及職員の選出

第四条 本館の役員及職員は左の方法により選出する。

- 一 顧問は公民館委員会（以下委員会という）に於て推薦し、村長がこれを委嘱する。
- 二 館長は委員会に於て選挙し、村長がこれを委嘱する。
- 三 公民館委員は別に規定を定める。
- 四 主事は委員会に於て推薦し、村長がこれを委嘱する。
- 五 館長及部員は委員会の推薦による。
- 六 分館長は区長とし村長がこれを委嘱する。

七 書記は村長がこれを任命する。

第五章 組織

第五条 本館の組織は次の通りとする。

教養部
図書部
編輯部
産業部
厚生部
青年部
婦人部
庶務会計部

第六条 更級村公民館の本館は更級村役場に置き、各部落に分館を置く。

第六章 館則の変更

第七条 館則の変更は委員会に於て決定する。

附則

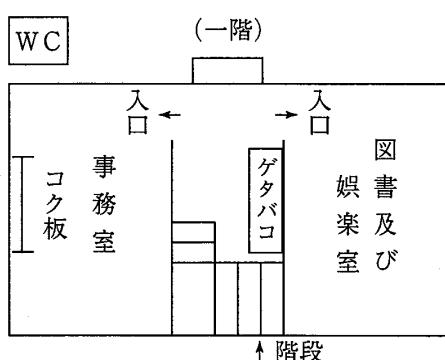
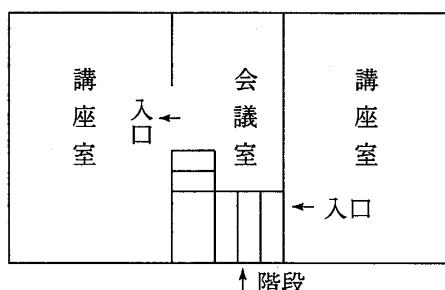
第一条 本館の経費は、村費、補助金、事業収益及び特別寄付による。

館則にみるよう、本館組織には、教養部・図書部・編輯部・産業部・厚生部・青年部・婦人部・庶務会計部が置かれた。役員・職員のうち館長と主事は常勤の専任者で、他町村が役場職員の兼務が多いなかでは充実していたという。⁽¹²⁾ また教養部長、図書部長は更埴中学校の教員

がつとめるなど学校教育機関との連携がみられ、部員は青年団員が多かった。公民館施設として、本館には第1図のような役場の建物があてられ、各部落に6分館が置かれた。公民館費は、設置後三年目の1950年度村の歳出予算額をみると51万1,200円（他に社会教育費4万5,400円）、1951年度57万円、1952年度64万円で、県内でも村としては予算はもっとも多額なほうであったという。⁽¹³⁾

なお、この館則は、1949年には改正され、新たに公民館運営審議会規定、分館規定なども整えられるが、この改正は社会教育法の制定によるものであった。⁽¹⁴⁾ 新公民館規定は、役員をはずし職員として館長、副館長、主事、書記を置き、従来の部制を専門委員会にし、教養委員会、産業委員会、厚生委員会、調査委員会、宣伝委員会の5委員会を設置した。さらに従来の館則にはなかった事業内容を次のように定めたが、これによって郷土復興、町村自治

第1図 更級村公民館見取り図
(二階)



振興の総合的機関という性格は後退し、社会教育的機関としての性格が明確化し、強まったといえよう。

第六条 本館は第一条の目的を達成するため概ね左の事業を行う。

- 1 定期講座を開設
- 2 討論会・講演会・研究会・公聴会・展示会等の開催
- 3 図書記録各種用具を備えて其の利用に供すること
- 4 体育リクリエーション等に関する集会を開催
- 5 各種団体機関等との連絡を図る
- 6 各種情報宣伝のため館報の発行

2 初期公民館活動と関連団体

更級村公民館が設置された1948（昭和23）年の公民館活動の全貌については、公民館報『さらしな』からは十分掌握しにくい。しかし、館報の記事からその事業を列記すれば、次のような活動が展開されている。

成人婦人講座（新憲法家族制度について・農業協同組合法について） 公民館開館記念演芸会（青年団主催） 野球大会（体育協会主催） 更級青年団創作品展 青年講座 農談会（賭かる話の会） 3区分館の水曜会（自治研究） 第一回更級村美術展 農業経済研究会 映画 修養講座（二宮翁夜話を中心に） 図書部の貸出し 農休み運動会（青年団主催） 書道研究会 短歌会 音楽同好会

発足第一年目には、講演会・講習会なども、公民館独自の事業のほか、従来から組織されていた諸機関・諸団体と共に開催したり、他団体主催というものも多く、書道研究会ほか同好の会も開館以前から続いているものが多かった。このことは、公民館設置以前に、青年団、婦人会などで、「社会教育」的活動がすでに展開されていたこと、また公民館活動を支持し参加する層がある程度形成されていたことを意味する。

初年度事業のなかでもっとも重点が置かれたのは青年講座であった。1947年4月に6・3制の新学制が発足し、新制中学校も更級村に設置されるが、1948年3月で従来の青年学校が廃止された。更級村では当初高等学校の分校設置の希望をもっていたが、予算面などで実現できず、新制中学校、青年学校卒業生など青年を対象にした講座を公民館に設けたのである。⁽¹⁵⁾ この年には、主として男子青年対象の農業科（元更級農学校長・春原平八郎を講師に毎週月・火開設、1か年200時）と、女子青年対象の家庭科（元屋代女学校教諭中村美いを講師に毎週木・

第1表 青年講座の内容（1951年1月）

A組

- 一和裁 毎日
- 二洋裁 火木土
- 三洋裁（夜間） 火木土

B組

	午前（9時）	午後（1時）
月	一般農業	文学科
水	養蚕部	畜産部
金	公民科	政経科
土	理数科	社会科

（注）理数科は珠算と簿記

『さらしな』第37号（1951年1月刊）

金・土開設、1か年800時)が開設された。青年講座は修業年限二年間で、将来は、政治・経済・修養・文学などの科目もとり入れていくというものであった。これは村内青年の強い要望にこたえたものでもあった。⁽¹⁶⁾ 講座内容も1951年には、他教科が開講され(第1表)、同年4月には文部省の研究青年学級の指定を受け、コア・カリキュラムの理論、プロジェクト法などをとり入れ教育内容・方法を改善・充実させながら開講されていくことになった(第2表)。

公民館活動が、定着してくる1950年度及び1952年度の公民館事業計画は次に掲げるとおりであった。これら計画にみられるように、法制の上ではすでに社会教育法で公民館の主要事業が、学習活動、文化活動、体育レクリエーション等を中心に限定的に定められたが、更級村においては1952年の段階においても、産業・厚生・生活福祉などにかかる多様な事業が組まれていたことがわかる。定期的講座として、区ごとの婦人講座が、青少年の不良化防止、家庭教育、家庭生活の合理化などの内容で開かれるようになっていく。また産業部においては、農家

第2表 青年学級の冬期講座(1953年1月)
—学習計画と時間割—

〔学習計画〕

男子部前期

	中心学習	周辺学習		グループ	特別課程
学習	課題学習コース	教養科コース 社会 国語 珠算	実業科コース 農業	三道	講演会 自治会
形態	協同プロジェクト学習	講義 討論 見学	講義 討論 見学	グループ学習	レクリエーション
時間		3	3	1	
備考	1日の学習時間昼学3時間(毎週火・木2日)				

男子部後期

	中心学習	周辺学習		グループ	特別課程
学習	課題学習コース	実業科コース 農業	教養科コース 社会 国語 理数 音楽	珠算 文芸	講演会 自治会
形態	協同プロジェクト学習	読書(テキスト) 講義 討論 見学	講義 討論 演習	グループ学習 講義 ホームプロジェクト	
時間		2	2	1	
備考	1日の学習時間夜学2時間(毎週水・金2晩)				

[時間割]

男子部

	男子部前期			男子部後期	
時曜	9—9:55	10:05—10:50	11:10—11:55	7—8:30	8:40—9:30
火	農業	珠算	社会		
水				農業	社会、理数
木	農業	農業	国語		
金				農業	国語

女子部

	1	2	3	4	5	6
月	洋裁	洋裁	洋裁	和裁	和裁	私の時間(読書)
火	和裁	和裁	保健	珠算	和裁	和裁
水	洋裁	洋裁	家政	洋裁	洋裁	洋裁
木	和裁	和裁	国語	和裁	和裁	和裁
金	洋裁	洋裁	エチケット	洋裁	洋裁	洋裁
土	自由	教材実習		音楽研究会		

(注) 男子部前期は16~18才、男子部後期は18才以上が対象『さらしな』第16号(1953年1月刊)

戸数が7割を占める更級村にあって、花卉、畜産、果樹など生産分野別の農業技術講習や、農業経営の合理化・多角化の研究会が多く開かれている。本館・分館では、農談会や農事研究会などもさかんで、農村文化協会長野県支部発行の『農村青年通信講座』をとりよせて学習したり、労働日誌、農家簿記の記帳、適地作物の試作などを盛んにしていた。⁽¹⁷⁾また、厚生部では、生活改善へのとりくみ、公衆衛生事業、身体検査なども行った。そして、地域の日常生活の中から課題を見つけ、それを学習課題とし対応を考えていくための調査部の調査内容も多岐にわたるものであった。また、1950年頃から、宣伝部(広報部)を中心に、分館におけるタウン・ミーティング(町村の集い)をとり入れ、自治意識の向上をはかるうとしている。⁽¹⁸⁾そして、こうした万能的な公民館事業や村の行政の動向が、公民館報を通して全戸に伝えられていったのである。

1950(昭和25)年度 更級村公民館事業計画

- 教養部 一青年講座(基礎。男子は年間通じて毎週2日・農業科、女子は農繁期を除いて毎週5日・和裁・洋裁)
 二音楽講座(一般。農繁期を除いて毎月4回)
 三書道講座(一般。毎月1回)
 四婦人講座(区毎。年5回、婦人の教養と生活の合理化等)
 五講演会(一般。4月・1月・2月・3月に各1回)
 六書画及び創作品展覧会(3月上旬)
 七図書部員研究旅行(年2回)

初期公民館活動の展開と公民館像——長野県更級郡更級村公民館の事例を中心に——

八その他 (討論会・座談会・研究会・発表会を必要に応じて行う。その他各分館を通じて、村民の素質の向上のため、時局認識を深め、併せて諸制度諸法規などの知識を普及する。)

- 産業部
一立毛基本調査 (作物ごとに、各地域別・年齢別・反別を調査)
二畜産基本調査
三換金作物及び適地適作物の作付指導 (農業協同組合とタイアップして行う)
四畜産指導 (調査資料を基本に、今後の家畜導入飼育を研究指導)
五講演会・講習会
六その他 (農機具の修理使用法の講習会、農産物品評会、家畜共進会、農閑期副業の研究指導)
- 厚生部
一生活文化の関係 (村の各種団体に協力して、生活文化を打ちたてる。農業協同組合、公民館産業部と協調して農業経営改善実行会を各分館を通じて組織し、その実行と啓蒙にあたる。)
二体育の関係 (体育協会の組織を育成助長してスポーツの発展と向上をはかる。)
三芸能文化の関係 (農村芸能文化会を組織し、それを推進育成する。)
四農民祭の関係 (秋季に、第1回農民祭を実施する。)
- 調査部
一基本調査 (生活を体系的に調査し農村の発展の基礎的役割を担当する。)
1 社会調査——イ生産調査 ロ消費調査 ハ運輸調査 ニ健康調査 ホ分配調査
ヘ保全調査 ド教育調査 チ娯楽調査 リ宗教調査 ヌ政治調査
2 農業生産調査——イ農業の基本的考察 ロ土地・資本・労力の現実の組合わせ
ハ適作物調査 ニ単位生産性の方途
- 二一般調査
イ村の史的考察 ロ世論調査 ハ日常生活の合理化について ニ文化水準の向上
に資するもの ホ経済状態 ヘその他
- 宣伝部
一館報の月刊紙の続刊
二掲示宣伝
三その他
四館報の配布

(注) 宣伝部は1950年5月に広報部と改称された。

『さらしな』第27号(1950年3月)より作成

1952(昭和27)年度 更級村公民館事業計画

- 教養部
1 青年学級(年間)
2 婦人部落巡回講座(毎月)
3 時局講演会
4 レコードコンサート
5 生活改善研究会
6 生花、書道及古美術展示会
7 読書会

- 8 成人式
- 9 婦人洋裁講座
- 10 腕くらべ、鼻くらべ天狗会
- 11 郷土研究会
- 12 趣味のつどい
- 13 公開討論会
- 産業部 1 花卉栽培講習会
- 2 座談会（農地、農協）
- 3 草莓栽培講習会
- 4 花卉品評会
- 5 農產品品評会
- 6 家畜共進会
- 7 農機具展示会及使用研究会
- 8 産業視察
- 9 果樹剪定講習会
- 10 副業展及研究会
- 11 育雛講習会
- 12 畜産講話
- 13 果樹消毒講習
- 厚生部 1 改良カマド講習
- 2 春季清潔法実施
- 3 乳幼児コンクール
- 4 生活改善研究会
- 5 秋季清潔法実施
- 6 四百才野球大会
- 7 ラジオ体操、レクリエーション普及会
- 8 秋の行楽
- 9 成人式身体検査
- 10 総合運動会
- 広報部 1 毎月館報発行
- 2 編集研究会
- 3 タウンミーティング
- 4 観察見学
- 5 広報活動研究会
- 6 編集研究反省会
- 調査部 1 村財政面の調査
- 2 人口調査
- 3 麦作付状況調査
- 4 館報閲覧調査

- 5 お勝手改善普及状況調査
- 6 村政世論調査
- 7 家畜飼育数調査
- 8 新聞、雑誌閲読調査
- 9 公民館に対する世論調査

(注) 『さらしな』第52号(1952年4月)より作成

部は公民館規定では専門委員会となっている。

三 おわりに

本論文では、長野県更級村の公民館の設置経過、その時点での公民館像ならびに初期の公民館活動の内容を概述してきた。同村公民館設置の直接の契機は、文部次官通牒と県当局の設置奨励であったが、青年層をはじめ、村の人々からは、新しい村づくりの拠点として期待が寄せられた。村づくりは、政治・行政・経済・保健衛生・文化・教育など、村の生活全般にかかわって考えられており、公民館活動は、各地域の調査を通して生活課題や地域課題を明らかにし、各部の学習、研究事業でとりあげ、村づくりの方向を「民主主義的」にさぐっていこうとする壮大な構想がもたれた。いわゆる総合機関的な公民館像が描かれ、初期公民館活動も、単なる「社会教育」をこえる活動を含んで展開されていった。同時に同村では青年学校廃止、高校の分校招致の頓挫から、公民館に青年講座が開設され、初期から定期講座の事業主体としての活動も始まった。更級村のばあい、職員体制も館長、主事を常勤として置き、主事は、初年度には教員を退職した今村寛であったが、その後青年団文化部長出身の西沢勝美(2年間)、同団出身の高松政光(19年間)など、若手を起用し、予算も村レベルとしては高額が確保できたことが、活発な活動をもたらした。また、公民館活動を利用し、支持する青年層、婦人層、農業者の諸団体、諸機関も、それぞれ独自に形成されており、公民館専門部の部長や部員、あるいは館報編輯委員として参加していた。全戸配布の公民館報『さらしな』も、公民館像や活動を広げる上で、さらに議会報や村報が他に発刊されていない時代にあって村行政、農政などを村民に知らせる上で大きな役割を果たしていた。同紙は自由投稿を募り、主として青年団員の編集員で刊行され、紙上での論争や村政批判、農業協同組合批判なども掲載されている。1950年8月の同館報は「館説、公民館運動の反省」で「社会の民主化の先頭にある公民館が十人揃いの宣伝で事足れりとしていたのは大きな間違いであろう。そうかと言って、徒らに指導するのが目的ではない。村民が公民館運動を如何に利用するかによって価値づけられるものでありたい。」⁽¹⁶⁾と述べている。戦後啓蒙主義を脱して、なおも「明るい村造りの先頭を行くべき公民館」を理想とし、それを村民の自主的利用によって実現しようとしていたのである。同村の公民館像と活動には、全村一致の戦前からの農村共同体の考え方があつた一方、新しい村政、農業生産、教育文化状況を築く上で直面する現実的課題と解決の方向を広くさぐり、それを学習者の自主的利用で実現していこうとする新たな社会教育の可能性との両面がみられた。

注

- (1) 「公民館設置運営の要綱」近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第27巻
- (2) 同上
- (3) 小川剛「公民館」碓井正久編『戦後日本の教育改革10 社会教育』1971年 東京大学出版会
小林文人「公民館の制度と活動」国立教育研究所編集『日本近代教育百年史 8 社会教育』1974年(財)教育研究振興会
- (4) 同上, 小川剛「公民館」406—407頁
- (5) 前出 小林文人「公民館の制度と活動」927—929頁
- (6) 初期公民館活動に関しては、当時の公民館職員など関係者による実践記録がいくつか残っている。前出小川論文では、石川県鳳至郡大屋村公民館、長野県西筑摩郡吾妻村の妻籠公民館、福岡県浮羽郡水縄村公民館の事例がとりあげられている。同様に、前出小林論文では、水縄村公民館、妻籠公民館のほか、青森県藤代町公民館、青森県大湊町公民館、長野県中野町公民館に言及している。また実践史の立場で編集された『戦後社会教育実践史 第1巻 占領と戦後社会教育の抬頭』(1974年 民衆社)がある。同書では、妻籠公民館(勝野時雄執筆)、水縄村公民館(小林文人執筆)、福井県殿下村公民館(斎藤岩雄執筆)が、「新日本建設」にとりくむ公民館活動例になっている。これらは、いずれも初期公民館活動の典型例として知られているが、それら初期公民館活動を概括し、分析したものに千野陽一の論文「初期公民館活動の性格」(小川利夫編『現代公民館論』1965年 東洋館)がある。
- (7) 公民館報『さらしな』第6・7号(1948年7月), 「村の実態(1)」, 同『さらしな』第12号(1948年12月), 「統計 農家形態」による。なお、後者によれば、耕地反別戸数は、三反歩以下190戸、三反歩~五反歩153戸、五反歩~一町歩326戸、一町歩~一町五反歩29戸、一町五反歩以上1戸である。
- (8) 社会教育法施行三十周年記念誌編集委員会編『長野県社会教育史』1982年 長野県教育委員会
長野県公民館運営協議会長野県公民館活動史編集委員会編『長野県公民館活動史』1987年
長野県公民館運営協議会
- (9) 公民館報『さらしな』第1号 1948年1月
- (10) 寺中作雄『公民館の建設——新しい町村の文化施設——』公民館叢書第一編 1946年 公民館協会
- (11) 「本村公民館の在り方」前出『さらしな』第1号
- (12) 1949年から『さらしな』の編集委員、1951年から19年間、公民館主事をしていた高松政光氏からの聞きとり。1993年3月
- (13) 高松政光「館報『さらしな』あれこれ」戸倉町史談会『とぐら』第11号, 1985年
- (14) 公民館報『さらしな』第24号 1949年12月
- (15) 「青年講座開講」『さらしな』第5号 1948年5月
- (16) 「館説 青年講座に寄せて」同上『さらしな』第5号
なお、青年学校廃止時には、長野県内でも広汎な青年たちの公的教育保障の要求運動がおこり、下伊那郡下には下伊那農業高校分校が16も設けられた(前出『長野県公民館活動史』34—36頁)。
- (17) 「仙石農事研究会の動向」『さらしな』第34号 1950年10月

初期公民館活動の展開と公民館像——長野県更級郡更級村公民館の事例を中心に——

- (18) 「タウンミーティングの性格」『さらしな』第33号 1950年9月
- (19) 『さらしな』第33号 1950年9月

※公民館報『さらしな』の調査に際しては、戸倉町誌主任編纂員、豊城直祥氏のお世話になつたことを記し、感謝申し上げる。